

川崎市横断歩道橋（連絡通路）ネーミングライツパートナー選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 本市は、川崎市横断歩道橋（連絡通路）のネーミングライツパートナーの選定に当たり、必要事項を審議するため、川崎市横断歩道橋（連絡通路）ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1）ネーミングライツパートナー応募者から提出された申請書等書類の審査
- （2）ネーミングライツパートナー応募者のネーミングライツパートナーへの適否の判断及び交渉優先順位の決定
- （3）選定後に審査内容の重要な変更が生じたときの対応について必要な事項
- （4）その他ネーミングライツパートナー選定において必要な事項

（組織）

第3条 選定委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）建設緑政局道路河川管理部長
- （2）建設緑政局総務部企画課長
- （3）建設緑政局道路河川整備部施設維持課長
- （4）総務企画局公共施設総合調整室担当課長
- （5）財政局資産管理部資産運用課長
- （6）区役所道路公園センター管理担当課長
- （7）区役所道路公園センター整備担当課長

2 前項（6）及び（7）については、審査対象となる歩道橋（連絡通路）の所在する区役所の道路公園センター管理担当課長及び整備担当課長を委員とする。

（委員長）

第4条 選定委員会の委員長は建設緑政局道路河川管理部長をもって充てる。

2 委員長は会務を総理し、選定委員会の議長となる。

3 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 選定委員会は、委員長が委員を招集して行う。

2 選定委員会は、招集した委員の半数以上の出席がなければ開催することはできない。

3 委員長が必要と認めるときは、第3条に掲げる委員のほか、委員長の指名する者を委員として充てることができる。

4 委員長が必要と認めるときは、選定委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、建設緑政局道路河川管理部路政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。